

～男女がともに輝くように～

第4次さむかわ男女共同参画プラン

平成28年度～平成32年度

(素案)

寒 川 町

## 目次

### 第1章 計画の策定にあたって

1	計画の策定趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画期間	2

### 第2章 計画の考え方

1	基本理念	3
2	基本目標	5

<体系図>

### 第3章 施策の展開

I	あらゆる分野での男女共同参画の推進	7
1	政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進	8
2	女性の活躍のための支援	9
II	男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶	10
1	異性に対する暴力防止の対策	10
2	人権尊重のための対策	11
3	生涯を通じた心身の健康づくりの充実	12
III	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 推進のための環境づくり	13
1	就業環境における男女共同参画の促進	14
2	仕事と家庭・地域活動との両立の支援	16
IV	男女共同参画社会促進のための意識づくり	18
1	さまざまな場における意識づくりの推進	18

### 第4章 具体的な取組（実施計画）

	具体的取り組み（実施計画）	21
I	あらゆる分野での男女共同参画の推進	22
II	男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶	26
III	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 推進のための環境づくり	30
IV	男女共同参画社会促進のための意識づくり	36

## 第5章 計画の推進

1	町民参加による推進	39
2	庁内の推進体制	39
3	関係各機関との連携	39
4	計画の進行管理	39

# 第 1 章

計画の策定にあたって

## 1 計画の策定趣旨

平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が施行されてから、今年で 17 年目を迎えます。

寒川町では、平成 12 年 3 月に「さむかわ男女共同参画プラン」を策定し、平成 12 年度から 17 年度までの 6 年間を実施期間として推進に努めました。この間、男女がともに主体性をもった生き方を自由に選択し、いきいきとした人生を送ることができ、性別によって役割を押しつけられることなく、個人の人権が尊重され、多様な生き方を追求でき、社会のあらゆる分野に主体的に参画できる男女共同参画社会の形成に取り組みました。

その間、国では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の制定や改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正、「次世代育成支援対策推進法」の制定、神奈川県では「神奈川県男女共同参画推進条例」の制定など、社会情勢の変化に応じた法律や条例の整備が行われました。

こうした国や県の動向に対応する形で、町では平成 18 年 3 月に「第二次さむかわ男女共同参画プラン」平成 23 年 3 月に「第 3 次さむかわ男女共同参画プラン」を策定し、平成 27 年度までの 5 年間を実施期間として、引き続き男女共同参画社会の形成に取り組んできました。

しかしながら、平成 27 年 5 月に町が実施した「男女共同参画社会に関するアンケート（町アンケート）」の結果では、男女が平等になっているかという問いに対して、「社会通念、習慣、しきたりなど」では、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた「思わない」という人の割合が男性全体の 60%、女性全体の 68%を占めています。同様に「社会全体で」「職場の中で」「政治の場で」についても、平等だと「思わない」という人の割合が「思う」という人の割合を大きく上回っています。

こうした状況から、町におけるこれまでの男女共同参画社会の形成に向けた取り組みはいまだ十分とは言えず、近年の問題傾向に対する認識を新たにしながら、男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくるという取り組みが、引き続き必要であると考えます。

折しも国の第 4 次男女共同参画基本計画と時期を同じくしての策定となりました。国の動向には十分留意しつつも、原則的には前回の「第 3 次さむかわ男女共同参画プラン」をベースに、法改正等の動きや町アンケートの結果を踏まえながら、寒川町の現状に対応した計画として、ここに「第 4 次さむかわ男女

計画の策定にあたって  
共同参画プラン」を策定するものです。

## 2 計画の性格

この計画は、寒川町総合計画「さむかわ 2020 プラン」に基づく分野別の基本計画の一つであり、寒川町における男女共同参画社会の形成を目指す上での、言わば道しるべとなるものです。町民、事業所、そして関係各機関や町が、それぞれの立場に応じた役割を十分に果たしながら、それぞれの場面で取り組むことが求められる実行計画です。

また、この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本計画の性格も併せ持ちます。

## 3 計画期間

この計画の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。なお、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

事業年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
寒川町総合計画「さむかわ 2020 プラン」基本計画	寒川町総合計画「さむかわ 2020 プラン」後期基本計画（H24～32年度）				
	第2次実施計画		第3次実施計画		
	第4次さむかわ男女共同参画プラン				
第4次さむかわ男女共同参画プラン	実施計画（前期）		実施計画（後期）		

## 第 2 章

### 計画の考え方

## 1 基本理念

### 『男女共同参画社会の形成』

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法には、「男女共同参画社会の形成」について次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

寒川町では、「男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくること」が、『男女共同参画社会の形成』という基本理念の実現につながると考えます。

そのためには、個人個人の意識の向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない価値観や社会の仕組みをつくる必要があります。

この計画では、基本理念の実現に向け、職場、家庭、地域などあらゆる分野で男女がお互いに人権を尊重し、いきいきと個性や能力を発揮できるように、基本的な考え方を3つに整理し、それぞれ次のように定めて、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り組みます。

### <基本的な考え方>

#### (1) 人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり

人権の尊重と男女平等は、基本的人権として日本国憲法に明記されています。

しかし、現実の社会の中では、女性が女性であるというだけで、その能力を発揮する機会を十分に与えられなかったり、その能力や実績を正當に評価されないといった不平等が存在しています。

こうした不平等のもとには、性別による固定的な役割分担意識など、偏った男女観があり、女性に対して不利益なだけでなく、男性の生き方の自由な選択を阻むことにもつながっています。

そのような差別や偏見をなくし、それぞれひとりの個人として尊重され、平等に扱われることが必要です。

#### (2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり

男女平等の意識は広まっているものの、現実的には家庭・地域・職場などで、「男だから、女だから」という固定的な役割分担意識がまだ残っています。

真に豊かな社会を実現するためには、男女ともに自立し性別にかかわりなく個人を尊重するという意識を持つことが大切です。



### (3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会は、そこに住む人々やそこで活動する人々が互いに支え合うことが大切ですが、ライフスタイルの多様化により人々の地域社会への関心が薄れてきています。

男女ともに、健康で、いきいきと安心して暮らしていくためには、地域社会において、そこでかかわり合う人々の連帯意識を醸成することが必要です。

## 2 基本目標

基本理念に基づいて、男女共同参画社会の形成を実現するため、次の4つの基本目標を掲げ、具体的な事業を展開します。

### I あらゆる分野での男女共同参画の推進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠なことです。特に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、社会の構成員の意思を適切に反映する意味でも重要です。

全国の女性雇用者数は全雇用者の約4割<sup>\*</sup>を占めているものの、非正規雇用比率は56.7%を占めています。寒川町の審議会における女性委員の比率は平成27年4月1日現在18.2%であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。

また、自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いもののリーダー的立場での参画となると、まだ少ないのが現実です。

そこで、事業所等をはじめ様々な場面に女性が登用されるよう促進するとともに、女性が様々な分野で活躍するための支援として意識啓発や学習機会の充実を図ります。

※雇用者数及び雇用者総数に占める女性の割合 平成25年度43.3%（総務省「労働力調査」）

### II 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶

男女共同参画社会の形成は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できるようにすることが求められます。あらゆる暴力は人権侵害であり、決して許されるものではありません。異性からの暴力を未然に防ぎ、暴力の根絶をめざします。

また、男女がお互いに理解し、健康に過ごせる社会の形成にあたり、男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

### III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>）推進のための環境づくり

男女共同参画社会の形成によって、誰もが仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで調和のとれた生活ができることを目指します。

男女がお互いに、その価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境や仕事と家庭・地域活動との両立が可能な環境の整備を図る必要があります。

男女雇用平等の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、保育環境の充実や家事・育児・介護などへの男性の参加の促進などを図ります。

※ ワークライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、多様な生き方が選択・実現できるようになること。

#### IV 男女共同参画社会促進のための意識づくり

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していく必要があります。

そこで、職場や地域において男女平等意識や男女共同参画についての理解を深めるための研修や講演会などを実施することにより、生涯を通じて学習機会を提供し、町民への意識啓発を図ります。

また、家庭において男女共同参画意識の醸成を図るとともに、学校においても男女平等教育の推進と、学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

(基本理念)

(基本的な考え方)

(基本目標)

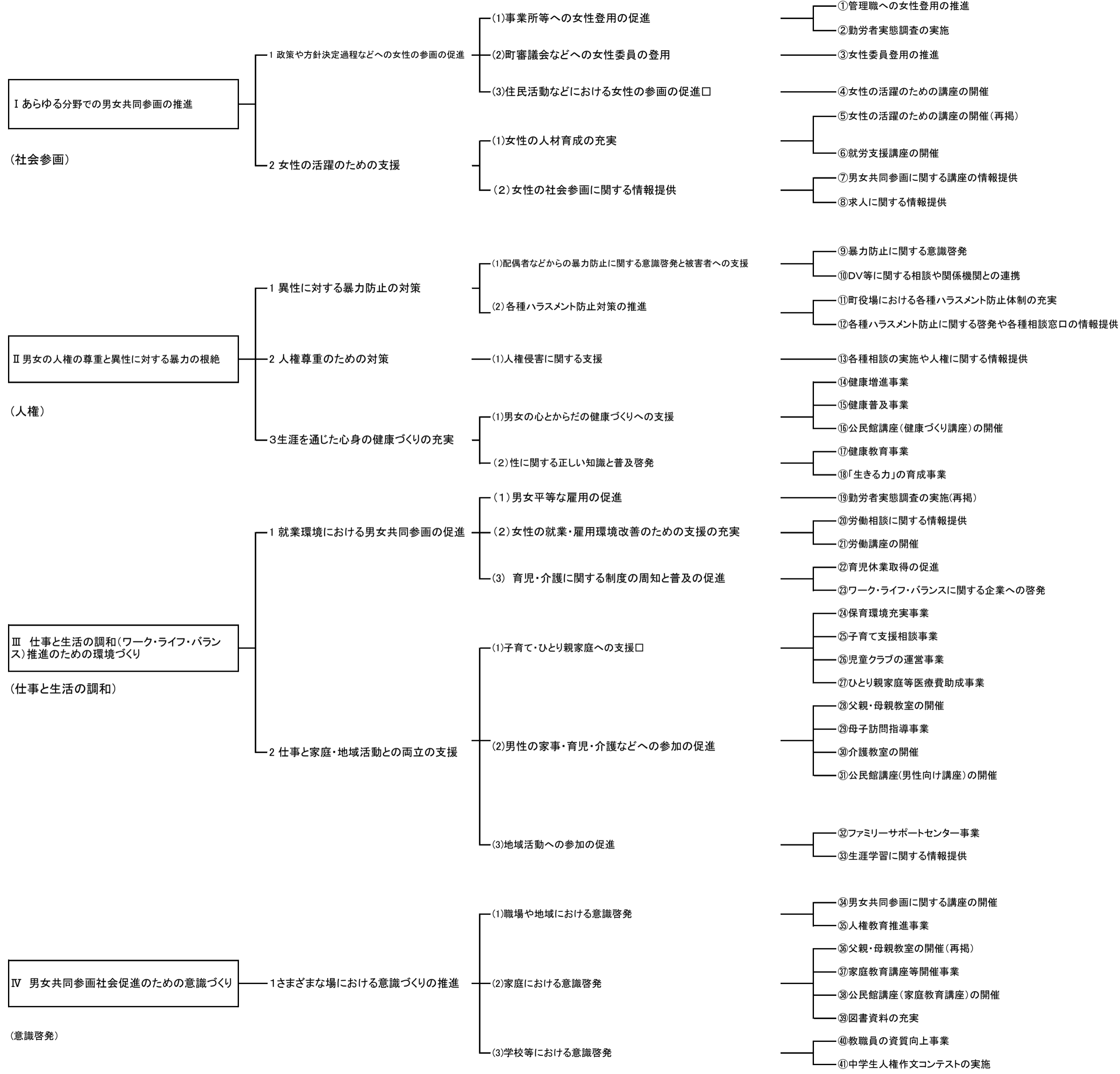
(施策の基本的方向)

(施策の内容)

(事業名及び内容)

# 男女共同参画社会の形成

- (1) 人権が尊重され男女が平等な地域社会づくり
- (2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり
- (3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり



## 第3章

### 施策の展開

## 基本目標

### I あらゆる分野での男女共同参画の推進

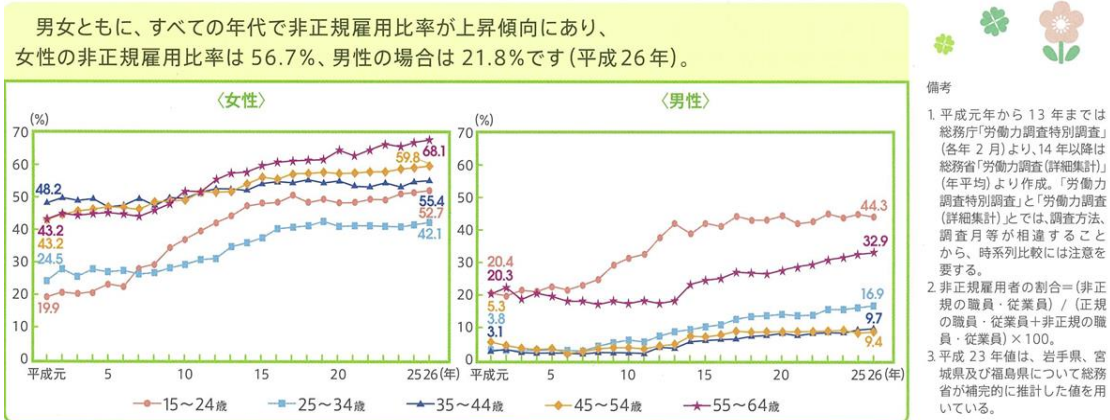
職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠なことです。特に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、社会の構成員の意思を適切に反映する意味でも重要です。

全国の女性雇用者数は、全雇用者数の約4割を占めているものの非正規雇用比率は56.7%を占めています(グラフ①参照)。寒川町の審議会における女性委員の比率は平成27年4月1日現在18.2%であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。

また、自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いもののリーダー的立場での参画となると、まだ少ないのが現実です。

そこで、事業所等をはじめ様々な場面に女性が登用されるよう促進するとともに、女性が様々な分野で活躍するための支援として意識啓発や学習機会の充実を図ります。

グラフ①非正規雇用率の推移(男女別、年齢階級別)



男女共同参画社会の実現を目指して 平成27年版データ(内閣府)

## 施策の基本的方向

### 1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

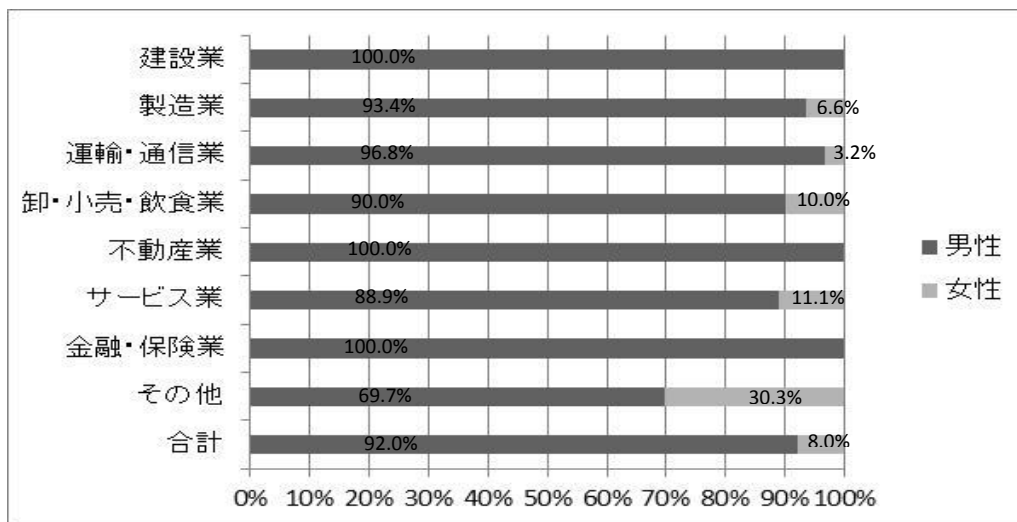
町も含めて、事業所等における女性従業員の割合や管理職に占める女性の割合は、依然として低い水準にあります（グラフ②参照）。

また、町の審議会等への女性の参画についても、委員構成における男女比に配慮するよう努めているものの、まだ十分な状況とは言えません（グラフ③参照）。

自治会をはじめとする様々な住民活動の状況を見ても、女性リーダーの存在については、まだ少ないというのが現実です。

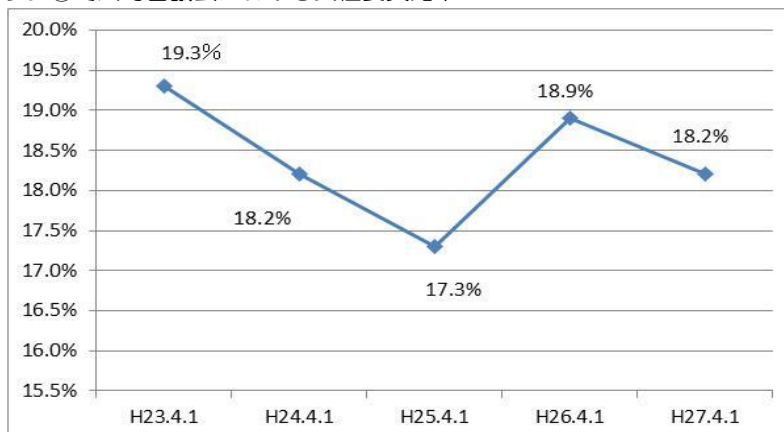
こうした状況を踏まえ、職場や地域において女性が積極的に参画し、社会の構成員としての意思を適切に反映できるように、男女共同参画に対する理解を促進し、協力を求めていくとともに、町の様々な政策や民間団体の方針決定過程における女性の参画機会の拡充を促進し、人材育成に取り組みます。

グラフ②寒川町事業所の管理職人数構成



平成26年度寒川町勤労者実態調査報告書

グラフ③寒川町審議会における女性委員比率



内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成

## 施策の内容

### (1) 事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

### (2) 町審議会などへの女性委員の登用

それぞれの審議会等に男女が均衡のとれた構成比で議論し、意見が反映できるようポジティブ・アクション（積極的改善措置）※を推進します。

※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：男女が社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいい、男女共同参画社会基本法第2条第2号において規定されている。

### (3) 住民活動などにおける女性の参画の促進

住民活動への女性の参画をより一層促進することにより、将来リーダーになるべき人材の育成に取り組みます。

## 施策の基本的方向

### 2 女性の活躍のための支援

職場や地域において女性が積極的にリーダーとして活躍するためには、所属する組織が積極的な女性登用を推進する一方で、女性自身の意識啓発や能力開発が必要です。

そこで、就業や住民活動について積極的に取り組む女性のために、講座等による意識啓発や能力開発、様々な情報提供による就職・再就職の支援を行います。

#### 施策の内容

##### (1) 女性の人材育成の充実

女性はその個性と能力を発揮して、これまで女性の参画が少なかった分野※や管理職への登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための意識啓発や、ライフステージに応じた活躍ができるようキャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。

※これまで女性の参画が少なかった分野の一例

建設業、消防団、タクシー、トラック、バス、自動車整備業、林業、鳥獣保護管理等

##### (2) 女性の社会参画に関する情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採用に関する情報を提供します。



## 基本目標

### Ⅱ 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶

男女共同参画社会の形成は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できるようにすることが求められます。あらゆる暴力は人権侵害であり、決して許されるものではありません。異性からの暴力を未然に防ぎ、暴力の根絶をめざします。

また、男女がお互いに理解し、健康に過ごせる社会の形成にあたり、男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

## 施策の基本的方向

### 1 異性に対する暴力防止の対策

暴力は、いかなる理由であろうと重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識を徹底するため、普及啓発をさらに推進する必要があります。配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」と言う。）や性的な嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント、以下「セクハラ」と言う。）は、残念ながら身近なところで実際におきています(グラフ④参照)。

昨今では、恋人同士の間における暴力（以下「デートDV」と言う。）も顕在化しており、社会的問題になりつつあります。

DVについて国では、平成13年に配偶者暴力防止法を制定し、その後実態に対応する形で法改正するなど、被害者の支援について法整備を行っています。

町でも、DVやセクハラについて、被害防止のための町民への意識啓発を積極的に行うとともに、被害者のための支援体制の充実を図る必要があります。

そこで、DVに関する情報提供やセクハラ防止の研修会等の開催により、町民や事業所等への意識啓発を行うとともに、関係機関などと連携して、DV相談や緊急一時保護事業による被害者への支援を推進するなど、DVやセクハラ防止対策を推進します。

#### 施策の内容

##### (1) 配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

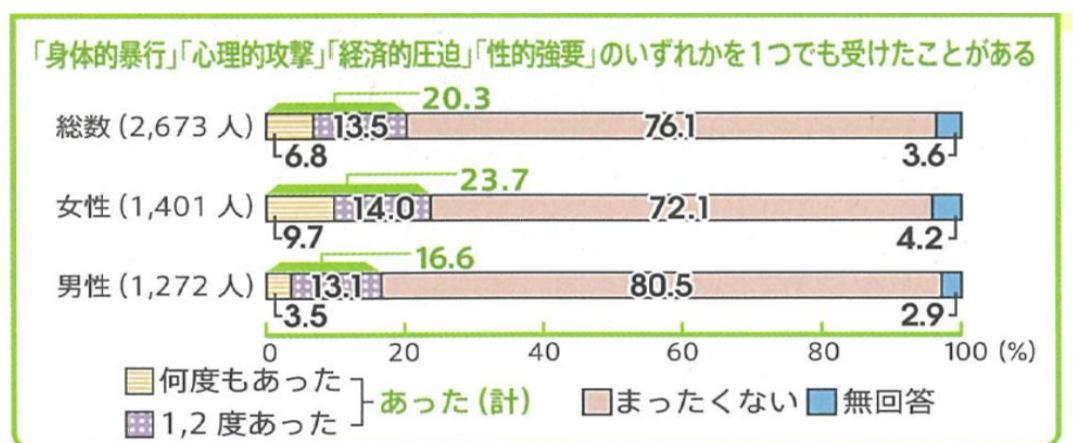
配偶者等からの暴力、交際相手からの暴力防止に向けた啓発を促進するため、DVに関する様々な情報を発信し、町民がDVの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、被害者が最初に接する相談窓口として、関係機関との連携により被害者の保護を行い一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

## (2) 各種ハラスメント防止対策の推進

広報紙などで各種ハラスメント防止のための情報を発信し、町民への意識啓発を図るとともに、学校や職場などにおいて各種ハラスメントに悩んでいる人に対し、人権相談や関係機関での相談窓口についての情報を提供します。

グラフ④配偶者からの暴力



### 備考

1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。
2. 身体的暴行: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。  
心理的攻撃: 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。  
経済的圧迫: 生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害された。  
性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しない。

男女共同参画社会の実現を目指して 平成27年版データ(内閣府)

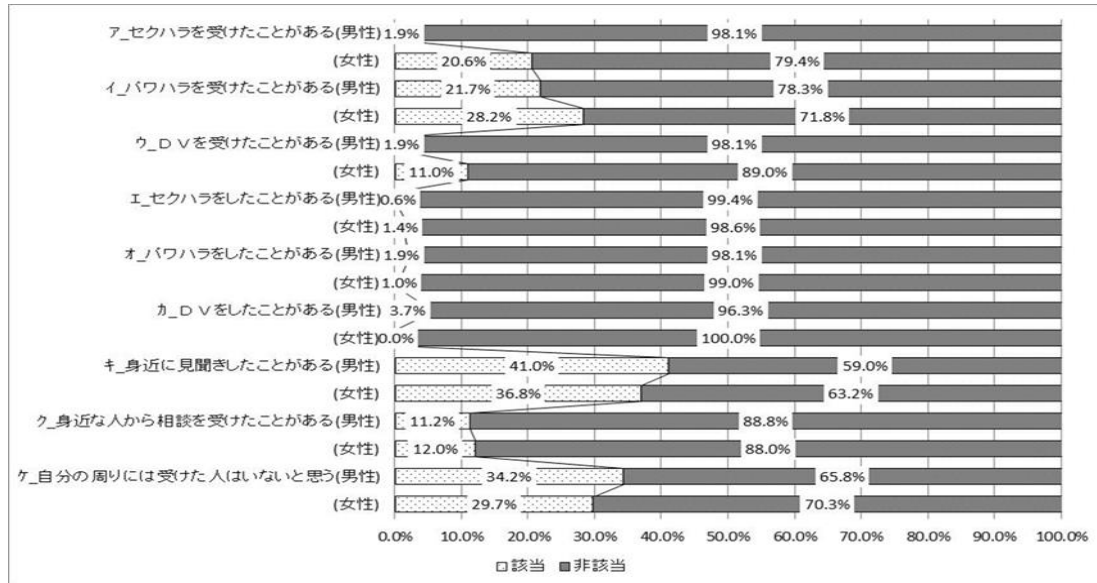
## 施策の基本的方向

### 2 人権尊重のための対策

人権問題は、性別や職種、年齢、国籍などにかかわらず様々な場面でおこりうることです。権力や地位を利用した嫌がらせ(パワーハラスメント、以下「パワハラ」と言う。)や人種差別、子どもや高齢者など社会的弱者への虐待、性的指向と性同一性を理由とする差別といった様々な人権侵害への対応と防止対策が求められています(グラフ⑤参照)。

## 基本目標Ⅱ 男女の人権の尊重

グラフ⑤職場・地域・学校・家庭などでのハラスメント等



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（平成27年5月）集計結果」より

### 施策の内容

#### （１）人権侵害に関する支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止についての情報提供により、町民の意識啓発を行います。

### 施策の基本的方向

#### 3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

心身ともに健康で自立した生活を送ることは、男女を問わず様々な分野において、個人がその持てる能力を発揮し活躍するための大前提です。

そして、一人ひとりの人権が尊重され、十分にその能力が発揮されるためには、男女がお互いのからだの違いについて十分理解し、互いに尊重することが大切です。

#### 施策の内容

#### （１）男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

#### （２）性に関する正しい知識と普及啓発

すべての人が性を尊重し、生涯を通じた心身の健康の保持増進を図り、発達段階に応じた適切な性教育や性に関する情報提供の充実を図ります。

## 基本目標

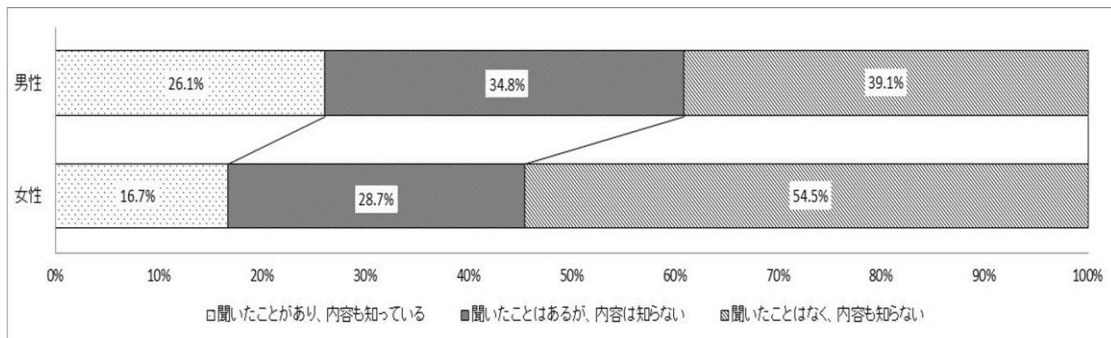
### Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための環境づくり

男女共同参画社会の形成によって、誰もが仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで調和のとれた生活ができることを目指します。

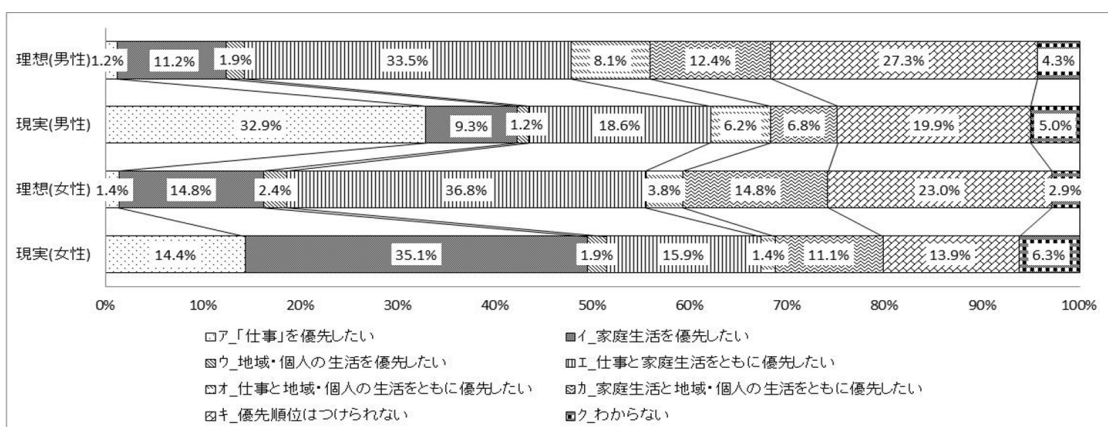
男女お互いに、その価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境や仕事と家庭・地域活動との両立が可能な環境の整備を図る必要があります(グラフ⑦参照)。

男女雇用平等の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、保育環境の充実や家事・育児・介護などへの男性の参加の促進などを図ります。

グラフ⑥「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について



グラフ⑦「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方 の理想と現実について



⑥⑦寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート(平成27年5月)集計結果」より

## 施策の基本的方向

### 1 就業環境における男女共同参画の促進

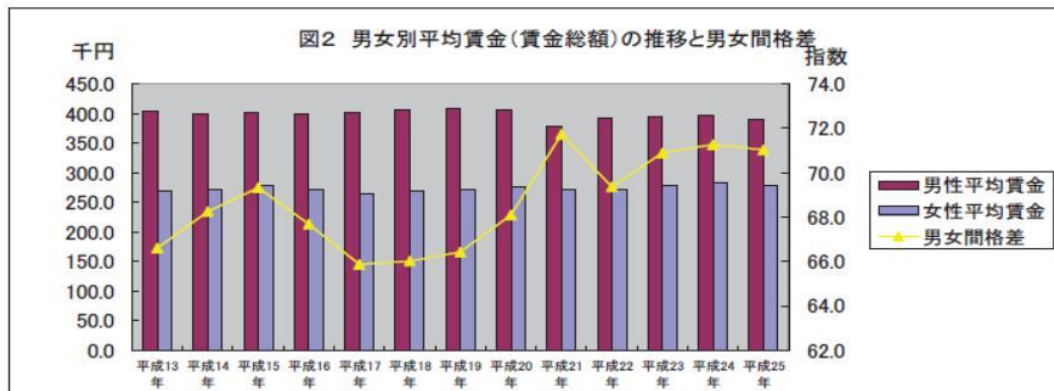
男女共同参画社会の形成にとって、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関係法令に基づいて、事業所等における労働環境が整備されることは、とても重要です。

例えば、男性の育児や介護の休業取得が進まない要因の1つとして、男女間の賃金格差がなかなか解消されないことも挙げられています（グラフ⑧参照）。

また、男女共同参画社会に関するアンケートでは「女性が働き続けるために必要なこと」の設問に対し「男女が協力して育児・介護等を担うという意識」が必要と回答したのが男性63.2%、女性84.5%という結果から、男女間の意識の差に開きがあることがわかりました（グラフ⑨参照）。

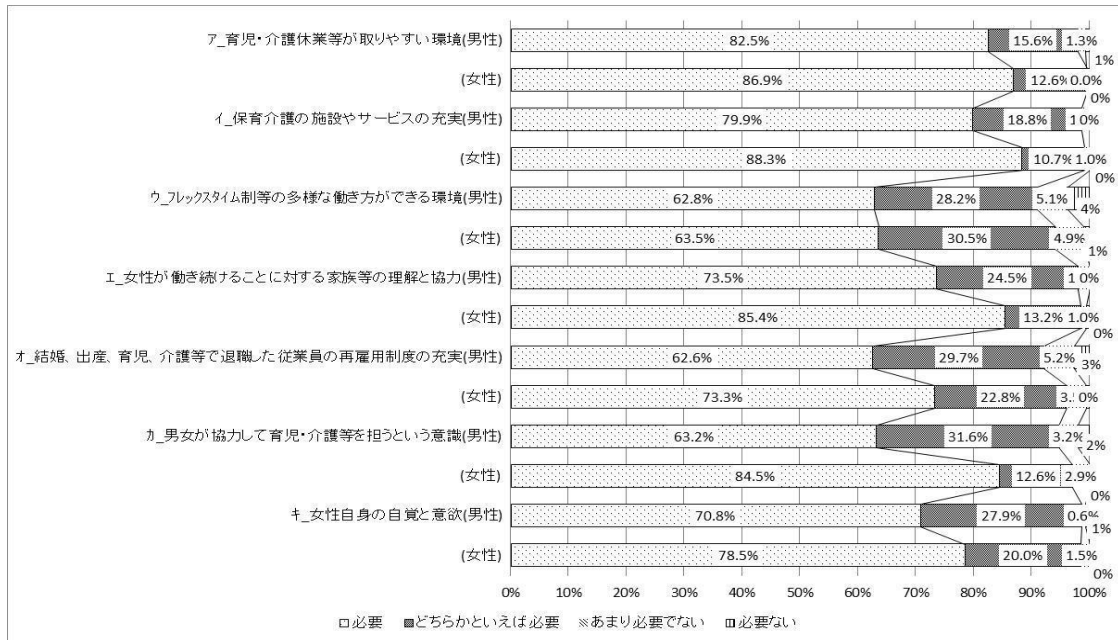
こうしたことから、法令に基づく男女平等な雇用など雇用環境整備の意識啓発を図るとともに、労働時間の見直しなど雇用環境改善のための様々な講座や相談業務について、情報提供を行い、就業する側、雇用する側がお互いに理解を深め就業環境の改善を図っていきます。

グラフ⑧男女別平均賃金（賃金総額）の推移と男女間格差



厚生労働省賃金構造基本統計調査結果による 平成25年神奈川の賃金状況より

グラフ⑨女性が働き続けるために必要なこと



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（平成27年5月）集計結果」より

## 施策の内容

### （１）男女平等な雇用の促進

主として事業所等を対象に、男女雇用機会均等法などの周知を行い、意識啓発を図ります。

### （２）女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善に向けた様々な講座や相談、就職に向けた面接会などの情報提供を行います。また、関係機関と連携しながら就職面接会や相談会を開催します。

### （３）育児・介護に関する制度の周知と普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度や関連する様々な制度等について周知し、制度の普及を促進し生活環境の整備を進めます。

## 施策の基本的方向

### 2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

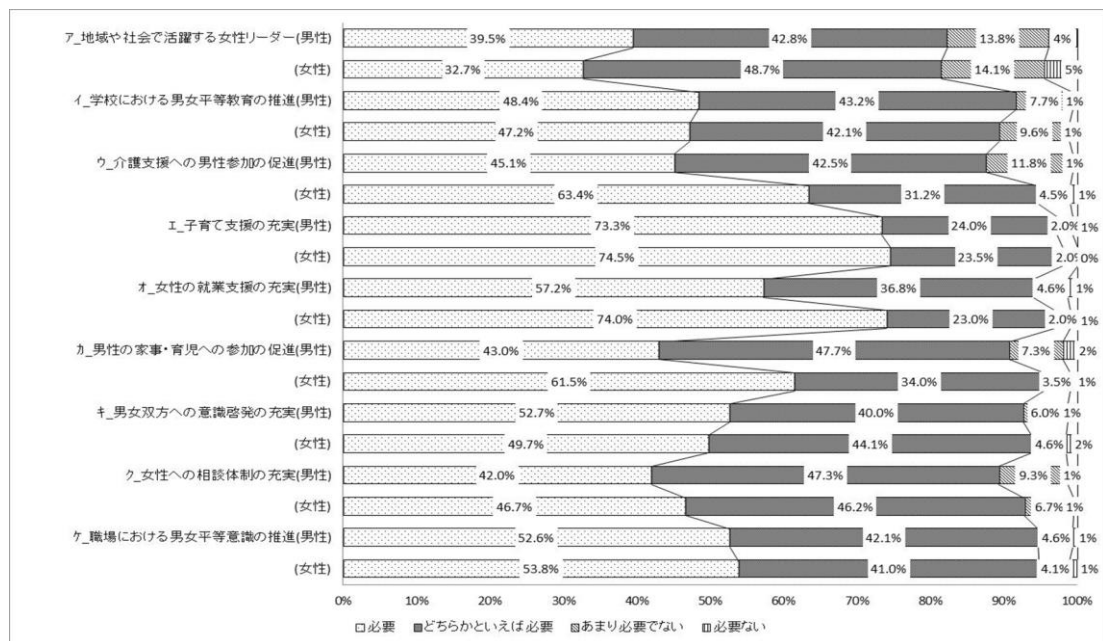
夫婦共働き世帯の増加に伴い、保育園や児童クラブなど子育て環境を支援する事業について、さらなる充実が求められています。（グラフ⑩参照）。

家事や育児、介護などの家庭生活においては、性別による固定的な役割分担意識が根強いことや職場等での育児・介護休業への理解などの問題から、まだまだ女性にその役割が偏っているのが現状です。

男女がともに仕事と生活の調和のとれた日常を送るためには、育児や介護などを男女が協力して担うことが重要です。個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで仕事と生活が両立できるよう支援します。

また、清掃や防災などの地域活動については、全国的に男女とも参加状況は低いものの、社会への貢献意識は高いものがあるので、町においても地域活動に関する情報提供を行い、地域活動への参加を支援します（グラフ⑪参照）。

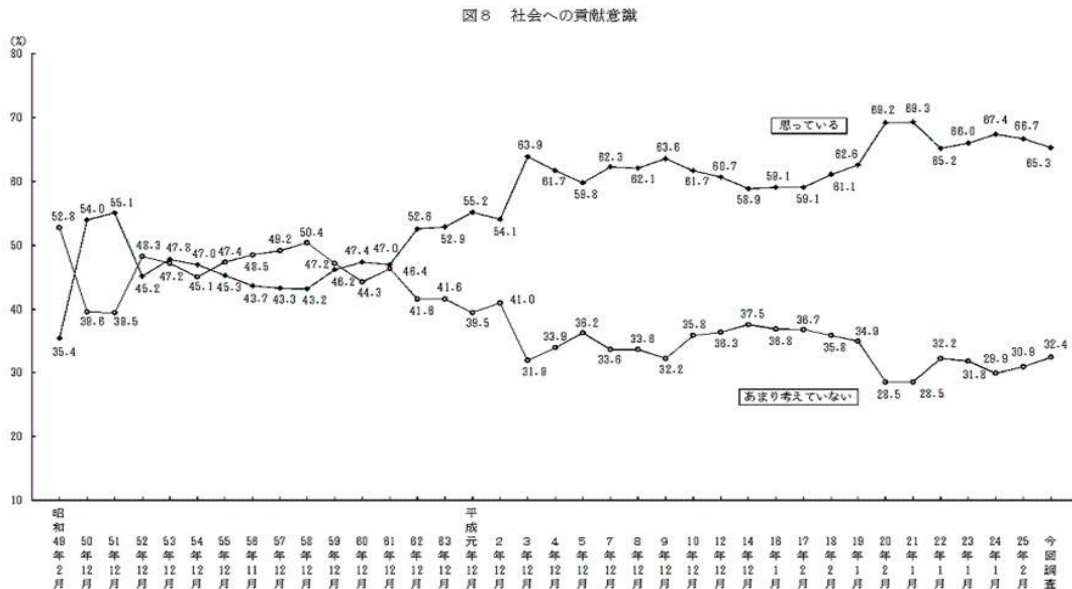
グラフ⑩ 今後、寒川町の男女共同参画社会の実現のために、力を入れるべきこと



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（平成27年5月）集計結果」より

グラフ⑪社会への貢献意識の推移

質問内容：日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないか。



内閣府「社会意識に関する世論調査」より

施策の内容

(1) 子育て・ひとり親家庭への支援

男女の多様な働き方を支援するため、子育て環境の充実を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

(2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性が固定的性別役割意識の解消を図り、家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

(3) 地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、男女の地域活動への参加を支援します。



## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 基本目標

#### Ⅳ 男女共同参画社会促進のための意識づくり

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。

そこで、職場や地域において男女平等意識や男女共同参画についての理解を深めるための研修や講演会などを実施することにより、生涯を通じて学習機会を提供し、町民への意識啓発を図ります。

また、家庭において男女共同参画意識の醸成を図るとともに、学校においても男女平等教育推進と学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

### 施策の基本的方向

#### 1 さまざまな場における意識づくりの推進

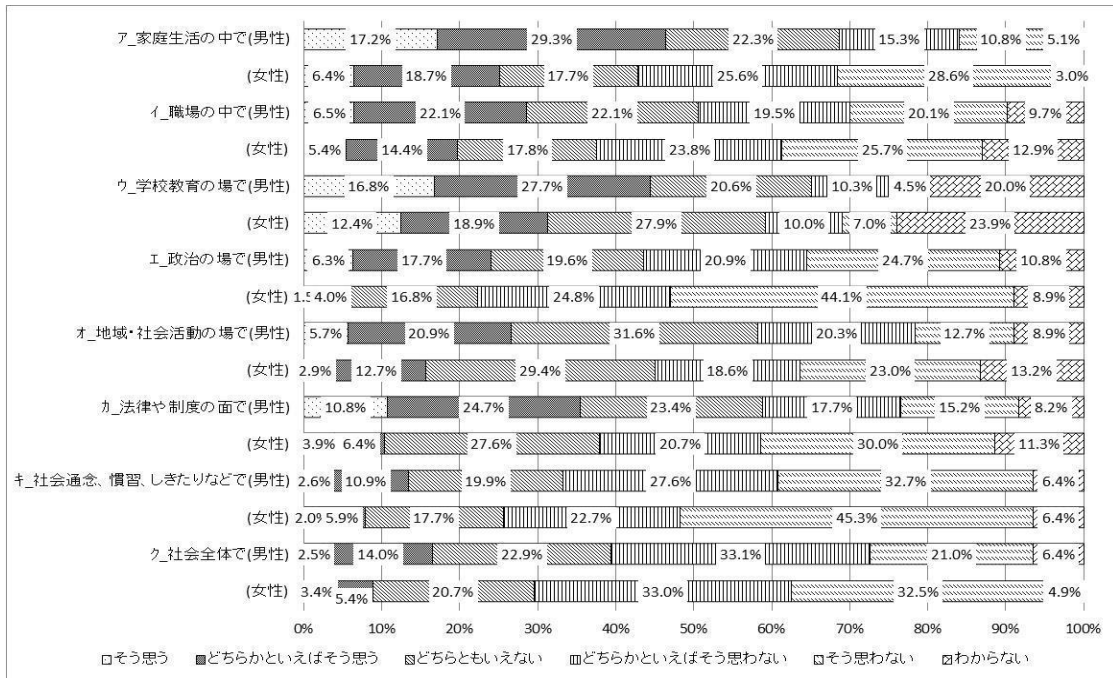
職場における男女平等意識についてはまだまだ低いという認識が強く、改善が望まれています（グラフ⑩参照）。事業所等において労働環境が整備されることと同様に、そこで働く人達の意識が高まることがとても重要です。地域活動についても、性別にとらわれず男女が積極的に活動に参加することが重要で、そのための意識啓発を図ります。

また、将来を担う子ども達が、家庭生活を通して男女平等の意識を持つことはとても大切です。そのためには、まず保護者の男女共同参画に対する意識を高めるため、講座を開催し、各種情報提供をします。

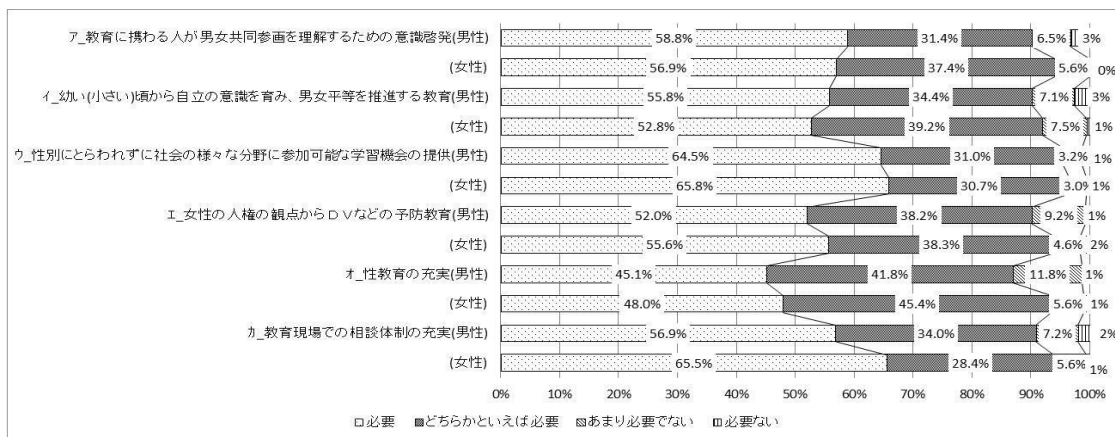
学校においても、子ども達に対する男女平等についての教育とともに、学校教育関係者への意識啓発が重要であり、そのために必要な学習や研修を開催します（グラフ⑬参照）。

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

グラフ⑫ 次の場面で男女が平等になっていると思いますか。



グラフ⑬ 男女共同参画社会を実現するために学校や社会教育の場等で必要な取組について



⑫⑬寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（平成27年5月）集計結果」より

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 施策の内容

#### (1) 職場や地域における意識啓発

男女共同参画に関連する講演会などを開催し、意識啓発を図ります。

#### (2) 家庭における意識啓発

家庭において男女共同参画意識の向上を図るとともに、生活に密着した講座の開催や、図書資料を収集し情報提供します。

#### (3) 学校等における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした男女平等教育を推進するとともに、学校教育関係者向けに各種の研修会を実施します。

## 第4章

### 具体的な取組（実施計画）

## 具体的な取組み（実施計画）

---

第3章「施策の展開」で示した以下の内容に基づき、各担当課等において具体的に取り組む実施計画です。

- I あらゆる分野での男女共同参画の推進・・・・・・・・・・22ページ
  - 1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進
    - (1) 事業所等への女性登用の促進
    - (2) 町審議会などへの女性委員の登用
    - (3) 住民活動などにおける女性の参画の促進
  - 2 女性の活躍のための支援
    - (1) 女性の人材育成の充実
    - (2) 女性の社会参画に関する情報提供
- II 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶・・・・・・・・・・26ページ
  - 1 異性に対する暴力防止の対策
    - (1) 配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援
    - (2) 各種ハラスメント防止対策の推進
  - 2 人権尊重のための対策
    - (1) 人権侵害に関する支援
  - 3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実
    - (1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援
    - (2) 性の尊重に関する正しい知識と普及啓発
- III 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための環境づくり・・30ページ
  - 1 就業環境における男女共同参画の促進
    - (1) 男女平等な雇用の促進
    - (2) 女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実
    - (3) 育児・介護に関する制度の周知と普及の促進
  - 2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援
    - (1) 子育て・ひとり親家庭への支援
    - (2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進
    - (3) 地域活動への参加の促進
- IV 男女共同参画社会促進のための意識づくり・・・・・・・・・・36ページ
  - 1 さまざまな場における意識づくりの推進
    - (1) 職場や地域における意識啓発
    - (2) 家庭における意識啓発
    - (3) 学校等における意識啓発

具体的な取組み（実施計画）

## 基本目標

### I あらゆる分野での男女共同参画の推進

#### 施策の基本的方向

##### 1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

###### 施策の内容

###### (1) 事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

事業名及び内容	①管理職への女性登用の推進				
事業所としての町の取組みとして、能力や意欲のある女性の管理職への登用を推進します。					
事業費及び指標	28年度	29年度			
予定事業費（単位：千円）	0	0			
指標・目標数値（単位：％）	※●	※●			
管理職の職員数における女性の割合 *対象者がいない場合もあり職員数における割合を指標として掲げる事は困難である。実績報告時に数値を入れ県や国と比べ評価する。					
担当課等	総務課				

※●事業費及び指標・目標数値について特定事業主行動計画策定時に記入予定

事業名及び内容	②勤労者実態調査の実施				
町内事業所に勤務する労働者の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的に3年毎に実施します。その結果を事業所に知らせることにより、女性登用の向上を図ります。					
事業費及び指標	28年度	29年度			
予定事業費（単位：千円）	-	33			
指標・目標数値（単位：％）	-	50			
調査票の回収率					
担当課等	産業振興課				

施策の内容

(2) 町審議会などへの女性委員の登用

それぞれの審議会等に男女が均衡のとれた構成比で議論し、意見が反映できるようポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進します。

事業名及び内容 ③女性委員登用の推進					
町審議会などの職指定委員の見直しを図り、女性委員の登用をより一層推進します。					
事業費及び指標	28年度	29年度			
予定事業費(単位:千円)	0	0			
指標・目標数値(単位:%)	22	24			
町審議会の女性委員登用率					
担当課等	協働文化推進課				

施策の内容

(3) 住民活動などにおける女性の参画の促進

住民活動への女性の参画をより一層促進することにより、将来リーダーとなるべき人材の育成に取り組みます。

事業名及び内容 ④女性の活躍のための講座の開催					
女性の活躍促進のための講座を開催し、女性リーダーの育成や住民活動等への参画を促進します。また、町以外で開催される講座等について情報提供します。					
事業費及び指標	28年度	29年度			
予定事業費(単位:千円)	20	20			
指標・目標数値(単位:人)	30	30			
講座の参加人数					
担当課等	協働文化推進課				

## 施策の基本的方向

### 2 女性の活躍のための支援

#### 施策の内容

##### （1）女性の人材育成の充実

女性がその個性と能力を発揮して、これまで女性の参画が少なかった分野や管理職への登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための意識啓発や、ライフステージに応じた活躍ができるようキャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。

<b>事業名及び内容</b> ⑤女性の活躍のための講座の開催(再掲)					
女性の活躍促進のための講座を開催し、女性リーダーの育成や住民活動等への参画を促進します。また、町以外で開催される講座等について情報提供します。					
<b>事業費及び指標</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度</b>			
予定事業費（単位：千円）	20	20			
指標・目標数値（単位：人）	30	30			
講座の参加人数					
<b>担当課等</b>	協働文化推進課				

<b>事業名及び内容</b> ⑥就労支援講座の開催					
若者サポートステーション※と共催し、若者の就労支援のための講座を開催します。					
<b>事業費及び指標</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度</b>			
予定事業費（単位：千円）	0	0			
指標・目標数値（単位：講座）	3	3			
開催講座数					
<b>担当課等</b>	産業振興課				

#### ※若者サポートステーション

働く事に悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行っている。



施策の内容

（２）女性の社会参画に関する情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採用に関する情報を提供します。

<b>事業名及び内容</b> ⑦男女共同参画に関する講座の情報提供				
町内外で開催される、資格取得やスキルアップのための講座について情報提供します。				
<b>事業費及び指標</b>	28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）	0	0		
指標・目標数値（単位：回）	4	4		
広報紙、ホームページ等での情報提供回数				
<b>担当課等</b>	協働文化推進課			

<b>事業名及び内容</b> ⑧求人に関する情報提供				
役場ロビーに設置した端末機でのハローワークの求人検索のための検索マニュアルチラシを設置、湘南合同面接会での求人情報を提供します。				
<b>事業費及び指標</b>	28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）	34	34		
指標・目標数値（単位：社）	30	30		
湘南合同就職面接会で求人情報を提供できた企業数				
<b>担当課等</b>	産業振興課			

## 基本目標

### Ⅱ 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶

#### 施策の基本的方向

##### 1 異性に対する暴力防止の対策

###### 施策の内容

###### (1) 配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

配偶者などからの暴力、交際相手からの暴力防止に向けた啓発を促進するため、DVに関する様々な情報を発信し、町民がDVの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、被害者が最初に接する相談窓口として、関係機関との連携により被害者の保護を行い一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

事業名及び内容		⑨暴力防止に関する意識啓発			
広報紙等を通じてDV等に関する情報発信を行い、暴力防止に関する意識啓発を行います。					
事業費及び指標		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		0	0		
指標・目標数値（単位：回）		2	2		
広報紙、ホームページでの啓発回数					
担当課等		町民窓口課			

事業名及び内容		⑩DV等に関する相談や関係機関との連携			
関係機関と連携しながらDV等に関する相談を受けるとともに、緊急一時保護事業に関する協定に基づき、DV被害者の緊急一時保護に向けた支援を行います。					
事業費及び指標		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		65	65		
指標・目標数値（単位：回）		12	12		
関係機関との情報交換の回数					
担当課等		町民窓口課			

## 施策の内容

### （２）各種ハラスメント防止対策の推進

広報紙などで各種ハラスメント防止のための情報を発信し、町民への意識啓発を図るとともに、学校や職場などにおいて各種ハラスメントに悩んでいる人に対し、人権相談や関係機関での相談窓口についての情報を提供します。

<b>事業名及び内容</b> ⑪町役場における各種ハラスメント防止体制の充実				
町職員間における各種ハラスメントの根絶と、相談体制の充実を図ります。				
<b>事業費及び指標</b>	28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）	0	0		
指標・目標数値（単位：件）	0	0		
相談と処分の件数 ※相談・処分がない状態を目指すため、目標数値は0件とします。				
<b>担当課等</b>	総務課			

<b>事業名及び内容</b> ⑫各種ハラスメント防止に関する啓発や各種相談窓口の情報提供				
広報紙などを活用し、各種ハラスメント防止に関する啓発や関係機関における各種相談窓口の情報提供を行います。				
<b>事業費及び指標</b>	28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）	0	0		
指標・目標数値（単位：回）	2	2		
広報紙、ホームページでの啓発回数				
<b>担当課等</b>	町民窓口課			

## 施策の基本的方向

### 2 人権尊重のための対策

#### 施策の内容

##### （１）人権侵害に関する支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止についての情報提供により、町民の意識啓発を行います。

具体的な取組み（実施計画）

<b>事業名及び内容</b> ⑬各種相談の実施や人権に関する情報提供					
人権相談など各種相談を実施し、関係機関との連携を図ります。また、人権に関する様々な情報提供を行うとともに、街頭での啓発活動などを通じて町民への意識啓発を行います。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		0	0		
指標・目標数値（単位：回）		4	4		
街頭での人権啓発活動回数					
<b>担当課等</b>		町民窓口課			

施策の基本的方向

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

施策の内容

(1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

<b>事業名及び内容</b> ⑭健康増進事業					
生活習慣病予防や健康維持・増進のための健診を実施し、町民の健康づくりを支援します。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		81,017	81,380		
指標・目標数値（単位：回）		4	4		
成人健診（パパママ健診）の実施回数					
<b>担当課等</b>		健康・スポーツ課			

<b>事業名及び内容</b> ⑮健康普及事業					
地域の実情や町民のライフステージに合わせた健康づくりを支援するため、町民が自主的に健康づくりや食育に取り組むための機会を提供し町民一人ひとりの「自分の健康は自分で守る」という意識の促進を図ります。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		664	328		
指標・目標数値（単位：回）		65	67		
健康づくりや食育をテーマとする講座の年間回数					
<b>担当課等</b>		健康・スポーツ課			

<b>事業名及び内容</b> ⑩公民館講座（健康づくり講座）の開催					
公民館講座を通じて健康に対する意識付けを図るなど、町民の健康づくりを支援します。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		1,579	1,589		
指標・目標数値（単位：回）		4	4		
講座の開催回数					
<b>担当課等</b>		公民館			

### 施策の内容

#### （２）性に関する正しい知識と普及啓発

すべての人が性を尊重し、生涯を通じた健康の保持増進を図り、発達段階に応じた適切な性教育や性に関する情報提供の充実を図ります。

<b>事業名及び内容</b> ⑪健康教育事業					
新成人等へのパンフレットの配布による健康教育を実施します。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		0	0		
指標・目標数値（単位：回）		1	1		
小冊子の配布回数					
<b>担当課等</b>		健康・スポーツ課			

<b>事業名及び内容</b> ⑫「生きる力」の育成事業					
教科や道徳の時間、総合的な学習の時間等を通して、性教育を推進します。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		0	0		
指標・目標数値（単位：時間）		10	10		
性教育実施時間数					
<b>担当課等</b>		学校教育課			

具体的な取組み（実施計画）

## 基本目標

### Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための環境づくり

#### 施策の基本的方向

##### 1 就業環境における男女共同参画の促進

#### 施策の内容

##### (1) 男女平等な雇用の促進

主として事業所等を対象に、男女雇用機会均等法などの周知を行い、意識啓発を図ります。

事業名及び内容	⑱勤労者実態調査の実施（再掲）				
町内事業所に勤務する労働者の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的に3年毎に実施します。その結果を事業所に知らせることにより、男女平等雇用の意識を喚起します。					
事業費及び指標	28年度	29年度			
予定事業費（単位：千円）	-	33			
指標・目標数値（単位：%）	-	50			
調査票の回収率					
担当課等	産業振興課				

#### 施策の内容

##### (2) 女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善に向けた様々な講座や相談、就職に向けた面接会などの情報提供を行います。また、関係機関と連携しながら就職面接会や相談会を開催します。

事業名及び内容	⑳労働相談に関する情報提供				
広報紙やホームページ等で労働相談窓口などの情報提供を行うとともに、相談内容に応じて関係機関を紹介するなど、労働相談に関する情報提供を行います。ハローワーク藤沢管内の3市1町で実施する湘南就職面接会時において、労働者向けに労働に関する相談会を実施します。*雇用情勢により実施しない場合もあります。					
事業費及び指標	28年度	29年度			
予定事業費（単位：千円）	0	0			
指標・目標数値（単位：回）	3	3			
広報紙、ホームページ等での情報提供回数					
担当課等	産業振興課				

<b>事業名及び内容</b> ㉑労働講座の開催					
労政問題懇話会及び県との共催により、労働環境に関する講座を開催します。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		0	0		
指標・目標数値（単位：回）		1	1		
開催回数					
<b>担当課等</b>		産業振興課			

### 施策の内容

#### （3）育児・介護に関する制度の周知と普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度や関連する様々な制度等について周知し、制度の普及を促進し生活環境の整備を進めます。

<b>事業名及び内容</b> ㉒育児休業取得の促進					
町職員が男女ともに育児休業を取得しやすい環境を整備し、子育ての支援を図ります。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		●	●		
指標・目標数値（単位：%）		●	●		
男性職員の育児休業取得者数 * 育児休業の対象となる職員の人数が未確定なため指標が設定できない。					
<b>担当課等</b>		総務課			

※●事業費及び指標・目標数値について特定事業主行動計画策定時に記入予定

<b>事業名及び内容</b> ㉓ワーク・ライフ・バランスに関する企業への啓発					
国や県からのチラシやパンフレットを町内事業所に対し配布し、制度の周知や普及の促進を図ります。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		0	0		
指標・目標数値（単位：回）		3	3		
企業への啓発回数					
<b>担当課等</b>		産業振興課			

## 施策の基本的方向

### 2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

#### 施策の内容

##### (1) 子育て・ひとり親家庭への支援

男女の多様な働き方を支援するため、子育て環境の充実を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

事業名及び内容		㉔保育環境充実事業			
認可保育所や認可外保育施設、私立幼稚園に給付費や補助金を支出することにより、保育所の設備及び運営基準の維持、事業の充実や児童の処遇改善、保育サービスの供給増加等を図ります。					
事業費及び指標		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		772,603	772,603		
指標・目標数値（単位：%）		100	100		
定員に対する入所率					
担当課等		子ども青少年課			

事業名及び内容		㉕子育て支援相談事業			
子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。					
事業費及び指標		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		3,907	3,907		
指標・目標数値（単位：%）		100	100		
相談への対応率					
担当課等		子ども青少年課			

事業名及び内容		㉖児童クラブ運営事業			
保護者が労働等により放課後昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を推進します。					
事業費及び指標		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		33,022	35,777		
指標・目標数値（単位：人）		200	220		
入所児童数					
担当課等		子ども青少年課			



<b>事業名及び内容</b>	㉗ひとり親家庭等医療費助成事業				
ひとり親家庭等の人が病院等を受診したときに支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します（所得制限有り）。					
<b>事業費及び指標</b>	28年度	29年度			
予定事業費（単位：千円）	29,093	29,105			
指標・目標数値（単位：人）	800	800			
助成対象者数					
<b>担当課等</b>	子ども青少年課				

### 施策の内容

#### （２）男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性が固定的性別役割意識の解消を図り、家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

<b>事業名及び内容</b>	㉘父親・母親教室の開催				
初妊婦とそのパートナーを対象にした、妊娠・出産・育児や家庭づくり等についての講座の開催を通じて、男女が協力して家事や育児を行うことについて意識啓発を図ります。					
<b>事業費及び指標</b>	28年度	29年度			
予定事業費（単位：千円）	34	34			
指標・目標数値（単位：%）	100	100			
参加者の満足度					
<b>担当課等</b>	健康・スポーツ課				

<b>事業名及び内容</b>	㉙母子訪問指導事業				
乳幼児を育てている家庭を訪問し、育児状況の確認や子どもと養育者の心身の健康づくりへの助言等と併せて、男性の育児参加への意識啓発を行います。					
<b>事業費及び指標</b>	28年度	29年度			
予定事業費（単位：千円）	854	854			
指標・目標数値（単位：件）	1,000	1,000			
母子訪問合計件数					
<b>担当課等</b>	健康・スポーツ課				

具体的な取組み（実施計画）

<b>事業名及び内容</b> ㊸介護教室の開催					
介護技術・対応方法を習得するための講習会の開催を通じて、男女がともに介護を担うことの意識啓発を図ります。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		160	160		
指標・目標数値（単位：人）		30	30		
講座参加者合計数					
<b>担当課等</b>		高齢介護課			

<b>事業名及び内容</b> ㊹公民館講座（男性向け講座）の開催					
公民館講座を通じて、男性の家事・育児・介護への参加に対する意識付けを促進します。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		1,579	1,589		
指標・目標数値（単位：回）		1	1		
講座の開催回数					
<b>担当課等</b>		公民館			

施策の内容

（3）地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、男女の地域活動への参加を支援します。

<b>事業名及び内容</b> ㊺ファミリーサポートセンター事業					
育児の援助を受けたい人を行う人が会員となって一時預かり等の事業を行うことにより、育児世代の地域活動への参加を支援します。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		11,100	11,100		
指標・目標数値（単位：件）		1,700	1,700		
活動件数					
<b>担当課等</b>		子ども青少年課			

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容 ㊸生涯学習に関する情報提供					
さむかわ町民大学、出前講座、生涯学習人材登録等の学習情報を提供し、地域活動への参加を支援します。					
事業費及び指標		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		50	50		
指標・目標数値（単位：回）		6	6		
広報紙、ホームページ、パンフレットでの啓発回数					
担当課等		協働文化推進課			

具体的な取組み（実施計画）

## 基本目標

### Ⅳ 男女共同参画社会促進のための意識づくり

#### 施策の基本的方向

##### 1 さまざまな場における意識づくりの推進

##### 施策の内容

##### (1) 職場や地域における意識啓発

男女共同参画に関連する講演会などを開催し、意識啓発を図ります。

事業名及び内容	㊸男女共同参画に関する講座の開催				
事業所向けまたは生活に密着した視点から男女共同参画に関する講座を開催し、職場や地域における男女共同参画への意識啓発を図ります。					
事業費及び指標	28年度	29年度			
予定事業費（単位：千円）	20	20			
指標・目標数値（単位：人）	80	80			
講座の参加人数					
担当課等	協働文化推進課				

事業名及び内容	㊹人権教育推進事業				
人権教育講演会等の講座、講演会を開催して、男女共同参画の意識啓発など社会教育の機会を提供します。					
事業費及び指標	28年度	29年度			
予定事業費（単位：千円）	30	20			
指標・目標数値（単位：回）	1	1			
講座開催回数					
担当課等	教育総務課				

## 施策の内容

### （２）家庭における意識啓発

家庭において男女共同参画意識の向上を図るとともに、生活に密着した講座の開催や、図書資料を収集し情報提供します。

<b>事業名及び内容</b> ③⑥父親・母親教室の開催(再掲)					
初妊婦とそのパートナーを対象にした、妊娠・出産・育児や家庭づくり等についての講座の開催を通じて、男女がお互いを理解し尊重することについて意識啓発を図ります。					
<b>事業費及び指標</b>	28年度	29年度			
予定事業費(単位:千円)	34	34			
指標・目標数値(単位:%)	100	100			
参加者の満足度					
<b>担当課等</b>	健康・スポーツ課				

<b>事業名及び内容</b> ③⑦家庭教育講座等開催事業					
家庭教育講演会等の講座、講演会を開催して、男女共同参画の意識啓発など社会教育の機会を提供します。					
<b>事業費及び指標</b>	28年度	29年度			
予定事業費(単位:千円)	40	40			
指標・目標数値(単位:回)	1	1			
講座開催回数					
<b>担当課等</b>	教育総務課				

<b>事業名及び内容</b> ③⑧公民館講座(家庭教育講座)の開催					
公民館講座を通じて、男女共同参画の意識づくりを図ります。					
<b>事業費及び指標</b>	28年度	29年度			
予定事業費(単位:千円)	1,579	1,589			
指標・目標数値(単位:回)	2	2			
講座開催回数					
<b>担当課等</b>	公民館				

具体的な取組み（実施計画）

<b>事業名及び内容</b> ㊸図書資料の充実					
男女共同参画に向けた、家庭教育関係の資料の充実を図ります。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		50	50		
指標・目標数値（単位：%）		1	1		
図書購入費全体における比率					
<b>担当課等</b>		寒川総合図書館			

施策の内容

（3）学校等における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした男女平等教育を推進するとともに、学校教育関係者向けに各種の研修会を実施します。

<b>事業名及び内容</b> ㊹教職員の資質向上事業					
教職員向け講演会や研修会等を開催し、児童・生徒への人権教育の充実を図ります。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		150	150		
指標・目標数値（単位：人）		240	240		
研修会等への参加者数					
<b>担当課等</b>		学校教育課			

<b>事業名及び内容</b> ㊺中学生人権作文コンテストの実施					
関係機関と連携して人権作文コンテストを実施し、人権に対する生徒の意識啓発を図ります。					
<b>事業費及び指標</b>		28年度	29年度		
予定事業費（単位：千円）		0	0		
指標・目標数値（単位：人）		150	150		
作文の応募者数					
<b>担当課等</b>		町民窓口課			

## 第5章

### 計画の推進

## 計画の推進

---

この計画の基本理念である「男女共同参画社会の形成」のためには、町はもとより、町民や事業所、関係団体などさまざまな主体の理解と協力が欠かせません。計画の推進にあたっては、それぞれの役割に応じた関わりができるよう体制を整備し、連携を図りながら取り組みます。

### 1 町民参加による推進

この計画を推進するためには、町民が「男女共同参画社会の形成」について自分自身の問題として捉え、計画の推進に主体的に関わる必要があります。

そのために、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会を継続して設置し、公募の委員や関係団体を代表する委員として、町民が計画の推進に関わる機会を保障します。

また、同推進協議会の会議内容を公表することにより、町民との情報共有を図ります。

### 2 庁内の推進体制

実施計画に位置付けられた事業の推進にあたり、関係各課等との連携・協力を図るため、さむかわ男女共同参画プラン連絡会を継続して設置します。

### 3 関係各機関との連携

「男女共同参画社会の形成」のためには、町内のみならず、国や県、近隣市町村やその他の関係団体などとの連携がとても重要です。こうした関係各機関との情報交換を円滑に行うとともに、互いに連携・協力しながら計画の推進を図ります。

### 4 計画の進行管理

計画の進行管理は、実施計画に位置付けられた事業の進捗状況について、関係各課等からの報告をもとに行います。取りまとめた内容について、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会に報告し、ご意見をいただきます。